

今後の懇談会の進め方について



★「国土強靱化のための戦略的政策課題」に関する主なご指摘(第40回懇談会)と対応(案)

ご指摘

(戦略的政策課題の対象範囲に関するご意見)

○戦略的政策課題は、基本計画に反映できるものは、していくべき。

○フローチャートから導かれるものだけでなく、対象を自由に選んでも良いのではないか。

(基本計画を含めた国土強靱化の進め方に関するご意見)

○国土強靱化基本計画を精緻化する際も、各地域の熱意を取り込めるように、国土づくり等と関連づけて考えるべき

○部分最適と全体最適をどう調整していくかという視点も必要

○国土強靱化への投資を平時にも生かしていくことを考えることも重要な課題

(戦略的政策課題の進め方に関するご意見)

戦略課題で取り上げることで、省庁間や部局間でゆずり合ってしまうような施策の漏れを減らしていくことが出来る

KPI,IPIのように、戦略課題についての評価基準を今後整理していく必要がある

対応(案)

フローチャートをベースにテーマを選定し、成果はアクションプラン等へ反映させるとしていただくところ、

戦略的政策課題の検討を前倒してスタートし、成果の基本計画への反映を目指すとともに、

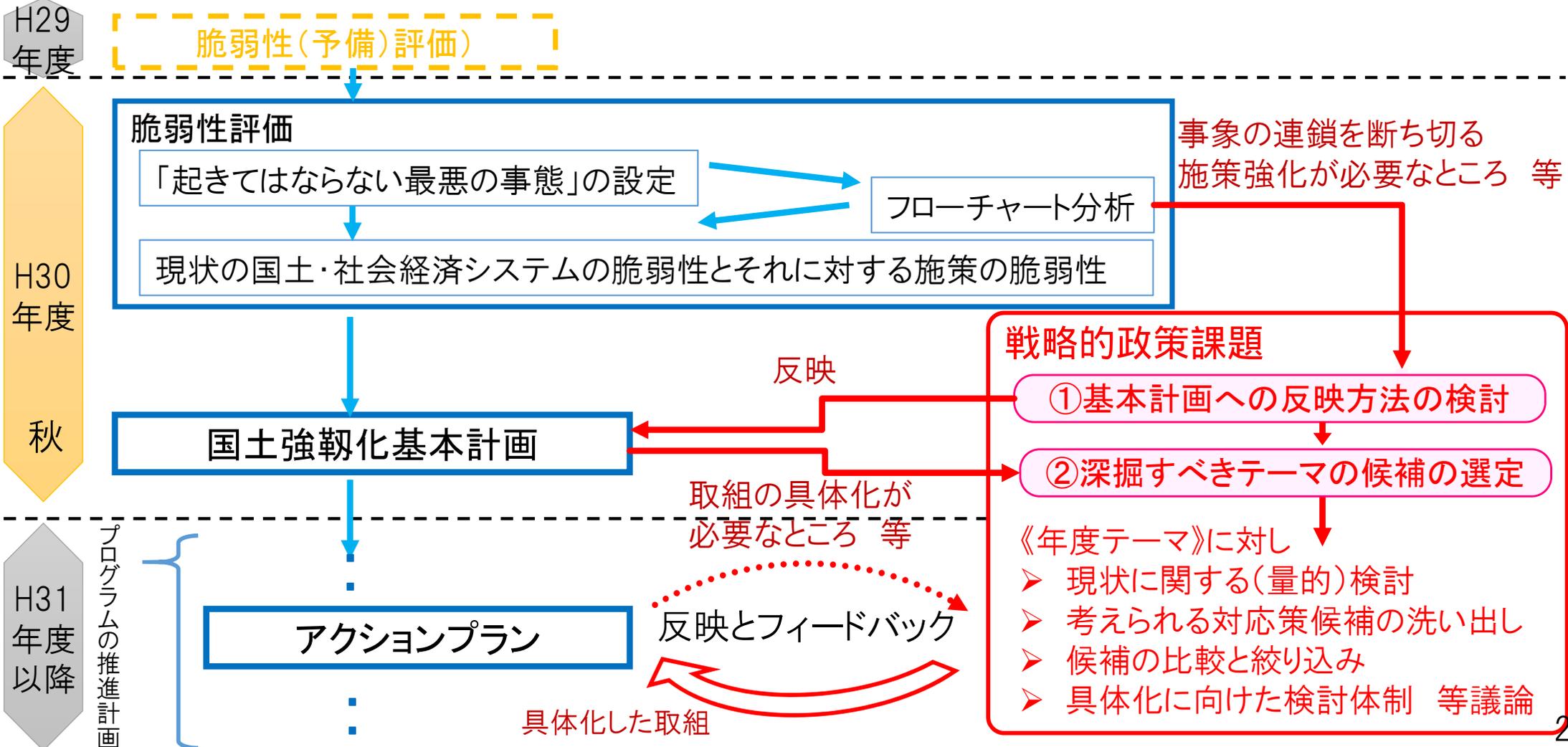
基本計画策定後において、

基本計画に位置づけられた事項のうち、取組の具体化が必要なテーマについて、戦略的政策課題の対象とし、これら取組の具体化の検討を進める。

今後、戦略的政策課題の議論を進めていく中で検討

戦略的政策課題の位置づけと展開イメージ

- 脆弱性評価においては、国土強靱化を図る上で、客観的に必要と考えられる事項はできる限り明らかにする。
↓ ①脆弱性評価結果を可能な限り基本計画へ反映させるため、戦略的政策課題として検討
- 基本計画は、脆弱性に対し「国家百年の大計」として実施すべき施策の指針をできる限り示していく。
↓ ②重要だが、深掘すべきテーマ(具体の施策、具体の取組が不明瞭なもの等)について、毎年度、戦略的政策課題として検討し、具体化できた取組は、アクションプランへ反映
- アクションプランでは、基本計画に対する毎年度の具体の取組を明確にし、着実に実施していく。



戦略的政策課題の基本計画への反映について(案)

1. 目的

関係各府省庁協力の下、基本計画の策定の検討を開始するにあたり、脆弱性評価結果を可能な限り基本計画へ反映させるため、第43回懇談会(7月)にて、戦略的政策課題のワーキングを行う。

2. 検討の体制

討議では、脆弱性評価の結果の案や、関係団体等からの意見等を踏まえ、論点に関係する府省庁も加わって議論を進める。

3. テーマの選定方法(案)

テーマの候補は、脆弱性評価結果素案(6月に各懇談会委員にお示し予定)を踏まえ、各委員から1~2テーマずつ挙げていただき、座長と協議して絞り込みを行う。

《戦略課題選定の目安》

- ・複数のフローに頻出する事象で、多くの「起きてはならない最悪の事態」に広く影響する事象
- ・各プログラム間の連鎖において、多くの他のプログラムに広く影響を与えるプログラム
- ・初期事象から最悪の事態に至るフローの中で、施策が少ないフロー

※発生の蓋然性が高いと思われるフロー、省庁間の総合調整が求められる事項に配慮

4. 基本計画・アクションプランへの反映方法

- ・基本計画に記載する上でのポイントを整理する
- ・今後の戦略的政策課題の議論において、更なる検討を進める事項を抽出する

「国土強靱化のための戦略的政策課題(仮称)」について(案)

1) 概要

- (1)これまでの脆弱性評価においては、「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで、施策分野ごとの評価を実施してきた。
- (2)一方で、脆弱性(予備)評価において進めてきたフローチャート分析により、効率的・効果的な国土強靱化のためには、複数のフローに頻出する事象など新たな視点に着目して分析する重要性が浮き彫りになってきたところ。
- (3)このため、フローチャートをベースに、これら新たな視点を踏まえ、「国土強靱化のための戦略的政策課題(仮称)」(以下、「戦略課題」)を設定し、懇談会で集中的に議論する。

2) 選択の進め方

- ①戦略課題は、脆弱性評価におけるフローチャートをベースとして設定する。
- ②基本計画の策定と併行して戦略課題の候補を選定し、社会情勢や災害の発生状況を踏まえ、年度ごとに戦略課題の見直しを行う。

戦略課題選定の目安

- ・複数のフローに頻出する事象で、多くの「起きてはならない最悪の事態」に広く影響する事象
- ・各プログラム間の連鎖において、多くの他のプログラムに広く影響を与えるプログラム
- ・初期事象から最悪の事態に至るフローの中で、施策が少ないフロー など

省庁間の総合調整が難しい事項に配慮

- ③毎年度、選択された戦略課題に沿って、施策の進捗状況の確認や、施策の不十分な戦略課題の対応方策等、懇談会で集中的に議論する。検討結果は、毎年度のアクションプランに反映する。

プログラムの重点化の進め方について

1) 概要

○国土強靱化基本法においては、施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならないとされており、このため現行の基本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群である45のプログラムから、重点化すべき15のプログラムを選択していたところ。

○今年度進める基本計画の見直しにおいても、45のプログラムの見直しを予定していることや、施策の進捗、社会情勢の変化等も踏まえ、重点化すべきプログラムを入れ替えも含めて見直す。

○重点化すべきプログラムは、国土強靱化基本計画の一部として閣議決定(年内を予定)されるものであるが、重点化すべきプログラムを円滑に平成31年度予算案に反映するため、関係府省庁が行う概算要求前に予め重点化すべきプログラムの案を関係府省庁で申し合わせ、各関係府省庁はこれに基づき概算要求を行う。

2) 選定の目安と配慮事項

①都道府県、市町村、学識経験を有する者、国土強靱化に関する施策の推進に密接な関係を有する者に対し、以下の選択の目安を踏まえ、45のプログラムを対象に、重点化すべきプログラムについて、意見を聴いているところ。

重点化すべきプログラムの目安

- ・影響の大きさ
- ・国の役割の大きさ
- ・緊急度

②上記各意見集約を踏まえ重点化プログラムの素案を作成するにあたっては、適切なプログラムの選定のため、以下のような事項に配慮することとする。

重点化すべきプログラム選定にあたっての配慮事項

- ・特定の自然災害への偏りがないか
- ・地域特性の偏りがないか
- ・特定の事業分野への偏りがないか など

プログラムの重点化に関するスケジュールイメージ

	懇談会等	事項別
H30年 4月	○ナショナル・レジリエンス懇談会(4月23日)	脆弱性評価指針 意見聴取 アクションプラン2018
5月 ～6月	○ナショナル・レジリエンス懇談会	決定 脆弱性評価 重点化プログラム 決定
	○国土強靱化推進本部	
7月	○ナショナル・レジリエンス懇談会	議論
	○国土強靱化推進本部	議論
	○関係府省庁連絡会議	国土強靱化基本計画 案を申し合わせ
8月	○平成31年度概算要求(各府省庁)	概算要求へ反映
10月	○ナショナル・レジリエンス懇談会	議論
11月 ～ 12月	○ナショナル・レジリエンス懇談会	決定基本計画の一部 として決定 予算案へ反映 アクションプラン 2019(仮)
	○国土強靱化推進本部 ○閣議	
	○平成31年度予算案	
H31年 1月	○ナショナル・レジリエンス懇談会	方針検討
2月 ～5月	○ナショナル・レジリエンス懇談会 ○国土強靱化推進本部	議論 決定

《参考》新・45の起きてはならない最悪の事態(5/1時点の案)

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
1. 直接死を最大限防ぐ。	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する。	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない。	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
5	
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
5-8	食料等の安定供給の停滞
5-9	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

※ は、新たに設定 は、内容を組替

《参考》現行・45の起きてはならない最悪の事態と重点化プログラム

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
1.	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2.	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3.	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全
3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4.	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5.	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
5	5-3 コンピナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-6 複数空港の同時被災
	5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-8 食料等の安定供給の停滞
6.	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶
7.	制御不能な二次災害を発生させない
	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊 機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8.	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※ は、重点化プログラムに係る起きてはならない最悪の事態

今年度の懇談会の進め方(まとめ)

第41回(4月23日)	○脆弱性評価の指針 について(素案の検討資料)	○アクションプラン2018 について(素案の検討資料)
第42回 (5月21日)	○脆弱性評価の指針について(素案) ○戦略的政策課題の進め方について	○アクションプラン2018について(素案) ○プログラムの重点化の進め方について

◆脆弱性評価の指針(国土強靱化推進本部決定)

脆弱性評価の実施

都道府県、市町村、
学識者、関係団体等へ
の意見聴取

第43回 (7月)	○脆弱性評価結果について ○重点化すべきプログラムについて ○関係団体等からの意見について ○戦略的政策課題の基本計画への反映について(ワーキング)
--------------	---

◆脆弱性評価の結果(国土強靱化推進本部報告)

基本計画案の検討

パブリック
コメント

第44回 (10月)	○基本計画(素案の検討資料)について ○新たなアクションプランにおける目標設定、進捗管理のあり方について ○基本計画の推進方策について
第45回 (11月)	○基本計画(素案)について ○新たなアクションプランの編成方針について ○戦略的政策課題で取り上げていくテーマについて

◆基本計画(閣議決定)

第46回 (H31年1月)	○新たな年次計画における目標、進捗管理の方針について ○アクションプラン2019(仮称)について(スケジュール、方針等)
第47回(3月)	○戦略的政策課題の2019年度の取組について ほか